

(特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則の一部改正)
 第三条 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則(昭和三十九年厚生省令第三十八号)の一部を次のように改正する。
 次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(認定の請求)</p> <p>第一条 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和三十九年法律第百三十四号。以下「法」という。)第五条の規定による特別児童扶養手当(以下「手当」という。)の受給資格及びその額についての認定の請求は、特別児童扶養手当認定請求書(様式第一号)に、次に掲げる書類等を添えて、これを都道府県知事(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)の区域内に住所を有する受給資格者については、当該指定都市の長。第十条第二項、第十五条、第十六条、第二十五条、第二十六条、第二十八条第二項及び第二十九条を除き、以下同じ。)に提出することによって行わなければならない。</p> <p>一 五 (略)</p> <p>六 受給資格者の前年(一月から六月までの間に請求する者にあつては、前々年とする。この条において同じ。)の所得につき、次に掲げる書類等</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 受給資格者が令第五条第二項各号に該当するときは、当該事実を明らかにすることができる市町村長の証明書</p> <p>(削る)</p> <p>ハ 五 (略)</p> <p>七 配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)がある受給資格者又は法第七条に規定する扶養義務者がある父若しくは母である受給資格者若しくは法第八条に規定する扶養義務者がある養育者である受給資格者にあつては、当該配偶者又は当該扶養義務者の前年の所得につき、次に掲げる書類</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 当該配偶者又は当該扶養義務者が令第五条第二項各号に該当するときは、当該事実を明らかにすることができる市町村長の証明書</p> <p>ハ (略)</p> <p>第十二条 受給者が死亡したときは、戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)の規定による死亡の届出義務者は、次の各号に掲げる事項を記載した届書に、その死亡を証する書類を添えて、十四日以内に、これを都道府県知事に提出しなければならない。</p> <p>一 氏名</p> <p>二 三 (略)</p>	<p>(認定の請求)</p> <p>第一条 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和三十九年法律第百三十四号。以下「法」という。)第五条の規定による特別児童扶養手当(以下「手当」という。)の受給資格及びその額についての認定の請求は、特別児童扶養手当認定請求書(様式第一号)に、次に掲げる書類等を添えて、これを都道府県知事(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)の区域内に住所を有する受給資格者については、当該指定都市の長。第十条第二項、第十五条、第十六条、第二十五条、第二十六条、第二十八条第二項及び第二十九条を除き、以下同じ。)に提出することによって行わなければならない。</p> <p>一 五 (略)</p> <p>六 受給資格者の前年(一月から六月までの間に請求する者にあつては、前々年とする。この条において同じ。)の所得につき、次に掲げる書類等</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 受給資格者が令第五条第二項各号に該当するときは(ハに該当するときはを除く。)は、当該事実を明らかにすることができる市町村長の証明書</p> <p>ハ 受給資格者が令第五条第二項第三号に規定する所得割の納税義務者であるときは、当該事実を明らかにすることができる書類</p> <p>二 五 (略)</p> <p>七 配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)がある受給資格者又は法第七条に規定する扶養義務者がある父若しくは母である受給資格者若しくは法第八条に規定する扶養義務者がある養育者である受給資格者にあつては、当該配偶者又は当該扶養義務者の前年の所得につき、次に掲げる書類</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 当該配偶者又は当該扶養義務者が令第五条第二項各号に該当するときは(ハに該当するときはを除く。)は、当該事実を明らかにすることができる市町村長の証明書</p> <p>ハ 当該配偶者又は当該扶養義務者が令第五条第二項第三号に規定する所得割の納税義務者であるときは、当該事実を明らかにすることができる書類</p> <p>二 (略)</p> <p>(死亡の届出)</p> <p>第十二条 受給者が死亡したときは、戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)の規定による死亡の届出義務者は、次の各号に掲げる事項を記載した届書に、その死亡を証する書類を添えて、十四日以内に、これを都道府県知事に提出しなければならない。</p> <p>一 氏名及び個人番号</p> <p>二 三 (略)</p>

注意

(裏 面)

- 1 ⑥の欄は、支払を受けるのに最も便利な金融機関を選んで、その正しい名称及び口座番号を記入してください。
- 2 ⑫及び⑬の欄は、それぞれの父又は母が同じ場合は「同左」と記入して差し支えありません。
- 3 ⑭の欄は、支給対象障害児の障害による年金の受給について、該当する文字を○で囲んでください。
なお、「障害による年金」とは、厚生年金保険の障害厚生年金又は障害年金、各種共済組合の障害共済年金又は障害年金、労働者災害補償保険の障害補償年金等をいいます。
- 4 ⑯の欄は、あなたと生計を同じくしている(又はあなたが養育者である場合はあなたの生計を維持している)あなたの父母、祖父母、子、孫等の直系血族と兄弟姉妹があるときに記入してください。
- 5 ⑰の欄は、地方税法に定める同一生計配偶者、扶養親族の合計数を記入してください。
なお、70歳以上の同法に定める同一生計配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族並びに16歳以上19歳未満の同法に定める控除対象扶養親族があるときは、その人数を次により()内に再掲してください。
- (1) 請求者については、㉔に70歳以上の同一生計配偶者及び老人扶養親族の合計数を、㉕に特定扶養親族の数を、㉖に16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族の数を記入してください。
- (2) 配偶者及び扶養義務者については、老人扶養親族の数を記入してください。
- 6 ⑱の欄にいう「児童」とは、地方税法に定める扶養親族以外の者(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいいます。)又は障害の状態にある20歳未満の者をいいます。
- 7 ㉚の欄は、前年(1月から6月までの間に請求をする人の場合には、前々年をいいます。)の所得について都道府県民税の総所得金額(給与所得又は公的年金等に係る所得がある場合には、給与所得及び公的年金等に係る所得の合計額から10万円を控除した額)、退職所得金額、山林所得金額、土地等に係る事業所得等の金額、長期・短期譲渡所得金額(譲渡所得に係る特別控除を受けた場合は、その額を控除した額)及び商品先物取引に係る雑所得等の金額の合計額を記入してください。
- 8 ㉛の欄は、㉘、㉙又は㉚の欄に掲げる者が、地方税法上に定める特別障害者以外の障害者若しくは特別障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生であるときは、該当するものを○で囲んでください。
- 9 ㉜の欄は、前年の所得についての地方税法に定める雑損控除、医療費控除、小規模企業共済掛金控除又は配偶者特別控除等を受けたときに、それぞれその項目及び当該控除額等を記入してください。
- 10 この請求書に添えなければならない書類は、次のとおりです。
 - (1) あなたと支給対象障害児の戸籍の謄本又は抄本とこれらの者の属する世帯全員の住民票の写し
 - (2) 請求者が父又は母である場合であって、請求者以外の父又は母も支給対象障害児を監護しているときは、その請求者が主としてその障害児の生計を維持していること、又は主としてその障害児を介護していることを明らかにすることができる書類
 - (3) 請求者が父又は母である場合であって、支給対象障害児と同居しないでこれを監護しているときは、その事実を明らかにすることができる書類
 - (4) 請求者が父母以外の者である場合は、支給対象障害児の父及び母の戸籍又は除かれた戸籍の謄本又は抄本と請求者がその障害児を養育していることを明らかにすることができる書類
 - (5) 支給対象障害児についての医師又は歯科医師の診断書、次の傷病によるときには、エックス線直接撮影写真
呼吸器系結核・肺えそ・肺のうよう・けい肺・じん臓結核・胃かいよう・胃がん・十二指腸かいよう・内臓下垂症・動脈りゆう・骨又は関節結核・骨すい炎・骨又は関節損傷・その他
 - (6) 本年1月2日以後現住所に転入された方は、㉛から㉜までの欄に記入した事項について、前の住所地の市区町村長の証明書
- 11 この請求書について分からないことがありますしたら、市役所、区役所又は町村役場の人によく聞いてください。

様式第六号を次のように改める。

様式第六号(第四条関係)

(表 面)

※※整理番号 第 号		※市区町村 令和 . . . 受付年月日		※市区町村提出 令和 . . .				
<u>特別児童扶養手当所得状況届</u> (令和 年分)								
①証書記号・番号 第 号		②氏名		③住所				
④個人番号		⑤受給者		⑥配偶者				
氏 名				⑦扶養義務者				
⑧個人番号								
⑨同一生計配偶者及び扶養親族の合計数(うち老人扶養親族の数(受給者については、㉠70歳以上の同一生計配偶者及び老人扶養親族の合計数、㉡特定扶養親族の数、㉢16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族の数))		人	人	人	人			
		㉠ 人	(人)	(人)	(人)			
		㉡ 人						
		㉢ 人						
⑩⑨以外で前年の12月31日において受給者によって生計を維持していた児童		人						
⑪所得額		円 ※円	円 ※円	円 ※円	円 ※円			
控 除	⑫障害者(特別障害者を除く。)である同一生計配偶者及び扶養親族の数	人 円	人 円	人 円	人 円			
	⑬特別障害者である同一生計配偶者及び扶養親族の数	人 円	人 円	人 円	人 円			
	⑭障害者・特別障害者・寡婦・ひとり親・勤労学生の別	障・特障・寡・ひとり・勤 円	障・特障・勤 円	障・特障・寡・ひとり・勤 円	障・特障・寡・ひとり・勤 円			
	⑮	円 円	円 円	円 円	円 円			
	⑯社会保険料等相当額	円	円	円	円			
⑰控除後の所得額		円		円				
⑱本年8月1日における支給対象障害児の状況		障害児氏名	続柄	個人番号	生年月日	同居別居の別	在学学校名	学年
					平成・令和 . .	同居別居		
					平成・令和 . .	同居別居		
					平成・令和 . .	同居別居		
					平成・令和 . .	同居別居		
上記のとおり、所得状況を届け出ます。 令和 年 月 日 知事 殿 市長								
※ 番 査	⑤～⑰欄の記載事項		⑱の欄及びその他の欄の記載事項					
	上記のとおり、相違ありません。 令和 年 月 日						市区町村長 (印)	
※※所得制限額		以上・未満						

◎裏面の注意をよく読んでから記入してください。※、※※の欄は記入する必要がありません。

(裏面)

注意

- 1 この届は、毎年8月12日から9月11日までの間に出してください。この期間中に出さないと手当の支払が差し止められることがあります。
なお、本年7月以降に認定請求書を出している方は、出す必要がありません。
- 2 ⑦の欄は、あなたと生計を同じくしている(又はあなたが養育者である場合はあなたの生計を維持している)あなたの父母、祖父母、子、孫等の直系血族と兄弟姉妹があるときに記入してください。
- 3 ⑨の欄は、地方税法に定める同一生計配偶者、扶養親族(以下「扶養親族等」といいます。)の合計数を記入してください。
なお、70歳以上の同法に定める同一生計配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族並びに16歳以上19歳未満の同法に定める控除対象扶養親族があるときは、その人数を次により()内に再掲してください。
 - (1) 受給者については、㉠に70歳以上の同一生計配偶者及び老人扶養親族の合計数を、㉡に特定扶養親族の数を、㉢に16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族の数を記入してください。
 - (2) 配偶者及び扶養義務者については、老人扶養親族の数を記入してください。
- 4 ⑩の欄の「児童」とは、地方税法に定める扶養親族以外の者(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいいます。)又は障害の状態にある20歳未満の者をいいます。
- 5 ⑪の欄は、前年の所得について、都道府県民税の総所得金額(給与所得又は公的年金等に係る所得がある場合には、給与所得及び公的年金等に係る所得の合計額から10万円を控除した額)、退職所得金額、山林所得金額、土地等に係る事業所得等の金額、長期・短期譲渡所得金額(譲渡所得に係る特別控除を受けた場合は、その額を控除した額)及び商品先物取引に係る雑所得等の金額の合計額を記入してください。
- 6 ⑫及び⑬の欄は、扶養親族等について該当する人の数を記入してください。
- 7 ⑭の欄は、⑤、⑥又は⑦の欄に掲げる者が、地方税法上に定める特別障害者以外の障害者若しくは特別障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生であるときは、該当するものを○で囲んでください。
- 8 ⑮の欄は、前年の所得について、地方税法に定める雑損控除、医療費控除、小規模企業共済等掛金控除又は配偶者特別控除等を受けたときに、それぞれその項目及び当該控除額等を記入してください。
- 9 本年1月2日以後現住所に転入された方は、⑨から⑮の欄に記入した事項について、前の住所地の市区町村長の証明書を添えて出してください。
- 10 この届について分からないことがありましたら、市役所、区役所又は町村役場の人によく聞いてください。